

令和 7 年度 事業計画書

社会福祉法人 善隣会

経 営 理 念

○ 公益性・公共性を重視した事業活動

社会福祉事業の従事者として、社会福祉法人の果たすべき社会的役割を遵守し、地域連携とコンプライアンス（法令の遵守）の徹底により事業の透明性を確保する。

○ 利用者の人権と人間性を尊重した生活支援

人としての尊厳を保ち、健康で自立した生活を支援し、利用者本位の適切で良質な高齢者サービスを提供する。

○ 地域福祉活動の推進

地域における社会福祉活動を支える拠点として、地域住民や関係諸機関との連携を進める。

○ 高齢者福祉の担い手としてふさわしい人材の育成

社会福祉従事者としての自覚と誇りをもち、専門知識と技術の向上に努め、利用者及びその家族とより良い人間関係を築ける人づくりを進める。

令和 7 年度 法人事業方針

令和 7 年度は、介護保険制度が施行されてから 25 年目を迎えますが、2025 年問題、いわゆる団塊の世代の全員が介護ニーズが急速に高まる後期高齢者（75 歳以上）に達することにより、介護業界においても「生産性の向上」と「人材の育成・確保」についての課題が懸念されております。

厚生労働省の令和 7 年度予算においても、医療・介護における DX、地域医療・介護の基盤強化の推進等が重要な対応として予算に盛り込まれておりますが、介護事業における DX は、ここ数年間、「生産性の向上」の取組みとして介護テクノロジー導入支援事業として実施されており、令和 7 年度においても地域医療介護総合確保基金としてテクノロジー導入にかかる費用を補助し、業務の効率化・業務負担の軽減を図ることで、顧客満足度の向上や離職率の低下を図ることが期待されております。

また、「人材の育成・確保」については、少子高齢化や各業界での人材不足が深刻化するなか、労働環境においてもさまざまな課題が浮き彫りとなっており、介護業界においても、人材の確保だけでなく外国人材の活用や高齢者の雇用など、多様な労働者を確保する対応が求められております。

なお、昨年度 5 類に位置付けられた新型コロナウイルス対応は、法人内の事業所において、年間を通じてご利用者や職員に感染者が発症しており、その都度、感染症防止対策を実施する等、高齢者を対象とする当法人の事業においては 5 類前と何ら変わらない対応が求められております。

その様な中、社会福祉法人善隣会は昭和 50 年 6 月 24 日に創立し、今年度設立から 50 年を迎えることとなります。ここ数年業績不振が続いておりましたが、令和 6 年度は業績回復の兆しが見られております。

これは、令和 6 年度の介護保険に係る基本報酬の増額改定（全体で 1.59% 増）により、特別養護老人ホームで 2.8% 増、通所事業所で 0.47%～0.5% に引き上げられたことが、要因のひとつであると考えております。

令和 7 年度は、令和 6 年度の回復基調を足掛かりにして、創立 50 年以降の事業運営が安定して継続できることを目標として「安全で質の高い介護サービスの提供」という本旨を実現させつつ、「健全な法人経営の確保」を図ってまいりたいと考えております。

令和 7 年度は、次のとおり法人としての重点目標を定め、介護サービスの充実や経営の安定化、働きやすい職場づくりに努めてまいります。

【重点目標】

1、持続可能な法人経営の推進

事業運営の安定のためには、昨年度の課題を継続して、事業収益の確保や介護需要の向上、人件費の適正支出や光熱水費の削減が求められます。

近年、給食委託費の値上げなど、支出経費の増加が経営を圧迫している状況です。

善隣会においては、安定した法人経営を確保するため、次の課題を実現することで昨年度以上の成果が出るように着実に取り組んでまいります。

(1) 経営の安定化について

①介護基本報酬のプラス改定を受け、職員の英知を結集して介護保険収入の増加と、新設加算の獲得に努める。

②人件費・光熱水費など事業経費の削減に努めるとともに、高騰している給食関連支出の見直し

- ③適正な職員数をもって適切な介護サービスを提供する。
- ④職員の処遇改善を促進し定着化を図る。
- ⑤特養における入院者数減少への取り組みを強化する。
- ⑥通所部門における新規利用者等の獲得による稼働目標の達成に努める。
- ⑦感染症対策の徹底を図る。
- ⑧新設した居宅介護事業所と他の事業所との連携を深め、相乗効果が得られるような関係を確立させていく。

(2) 人材の育成・確保を目的とした職場環境の改善について

人材の育成・確保を行うためには、働きやすい職場環境の整備が必要です。

また、介護職員の処遇改善を実施する上でも職場環境の改善を行うことが求められていますので、今年度の重点目標に位置付け対応を行ってまいります。

- ① 入職促進に向けた取り組み
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援等
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
 - ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理
 - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ⑤ 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取り組み
 - ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）
 - ・5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）等の実践による職場環境の整備
 - ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ⑥ やりがい・働きがいの醸成
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気持ちを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
 - ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2. 介護テクノロジーの導入・醸成

介護テクノロジーの導入は、尚古園で「介護記録システム」「見守りカメラ及びWi-Fi環境」、尚古園デイサービスで「介護記録システムとインカム」、サテライト特養尚古園で「見守りカメラとWi-Fi環境」を既に導入しております。

令和7年度においても、テクノロジー関連の厚生労働省の予算が計上されておりますので、介護テクノロジーの導入については引き続き国の支援が行われます。

グループホーム山径やサテライト尚古園デイサービスなど、介護テクノロジーの導入が行われていない事業所は、業務改善や業務負担の軽減に繋がるシステムがあるか見極めながら検討を行ってまいります。

また、既に導入を行っている事業所においても、導入している介護テクノロジーの向上を図るとともに、更なる業務改善や業務負担の軽減に繋がる介護テクノロジーの検討を進めてまいります。

3、障害者福祉事業の導入に向けての取組み

令和6年度において、障害者総合支援法に基づくサービスについて、山梨県内の事業実施者との人脈作りや情報収集を行ってまいりました。

令和7年度は、プロジェクトチームを立ち上げる中で、実施事業の選定を行い、障害者福祉事業への取組みに必要な具体的な事業計画書の作成と資金調達、実施場所となる物件探し・契約並びに人員基準に応じた採用活動と設備基準を満たすための設備・備品の調達を実施するなど、善隣会の新たな地域福祉業となる障害者サービスの指定申請を目指してまいります。

4、施設整備改修計画

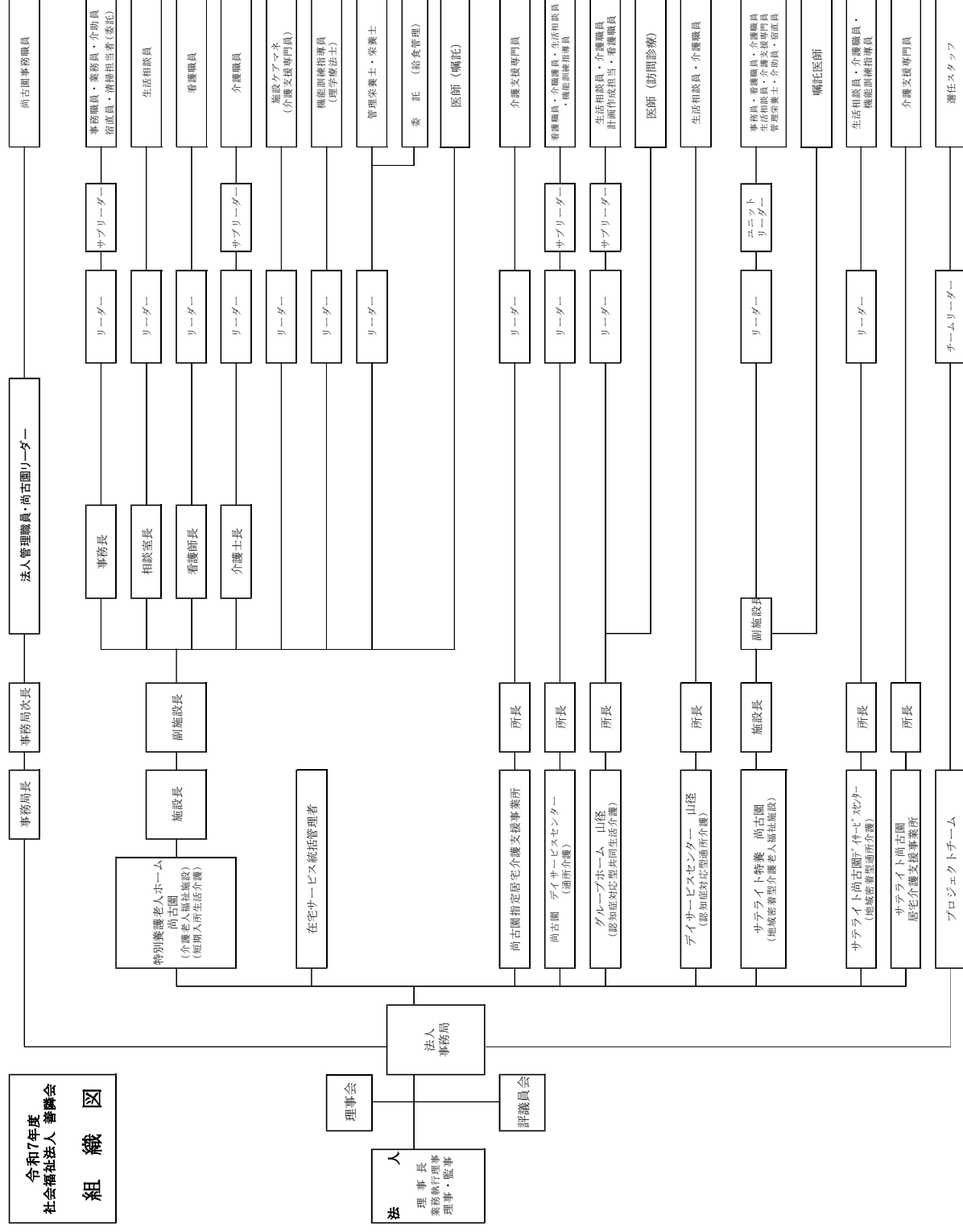
(1) 特養尚古園

消防用設備発電機の入替え（災害対策対応含む）

新会議室への渡り廊下防寒対策

(2) GH 山径・サテデイ

介護記録のICT化



※ この組織図は、令和6年度の機能組織図です。運営上、年度の途中で変更することがあります。

法人会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
法人	理事会	年2回以上	法人運営の意志決定機関	理事6名・監事2名・法人事務局
	評議員選任・解任委員会	理事会で決定した日程	法人の評議員の選任及び解任を行う	理事会が選任した、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名、（庶務的事項は事務局が行う）
	評議員会	年1回以上	法人運営の議決機関 ①理事及び監事の選任・解任 ②役員報酬基準の策定 ③予算・決算の承認 ④事業計画・事業報告の承認 ⑤定款の変更 ⑥財産の処分 ⑦社会福祉充実計画の承認 ⑧その他法令又は定款で定められた事項	評議員7名・監事2名・法人事務局
	法人経営会議	月1回 第4金曜日	法人運営の実務決定機関	理事長・業務執行理事・事業所長・法人事務局 他
	在宅サービス連絡会議	月1回	在宅サービスと施設サービスのつなぎ役となるように、ニーズへの対応、サービスの質の向上、その他の課題について協議し、事業所間の連携及び情報活用等を行なう、ニーズに合ったサービスの調整と発信を行う。	各事業所の長又はリーダー・相談員など事業所の運営及び連携に深く携わっている職員、他
	第三者委員会	年2回	ご利用者やそのご家族等からの苦情について、“善隣会苦情解決要綱”に則り、適切な解決を図る。また、重要なニーズを把握してサービス提供に生かしていく。	苦情解決責任者（理事長）、業務執行理事、苦情受付担当者（事業所長・相談員など）、第三者委員
	リスク対応委員会	必要時	事業運営上のリスクに対して、総合的に対応出来るように、法人組織体制の確立と想定されるリスク（身体拘束廃止・虐待防止・感染症予防・事故防止・個人情報保護等）について、対策を講ずるとともに、意思決定機関としての役割を持つとともに、法人職員の知識・技術の向上を図る。	理事長・業務執行理事・事業所長・看護リーダー
	教育・研修委員会	年2回程度	リーダー職員の育成と各事業所に求められる職員の知識・技術の向上を図り、より質の高いサービスを提供することを目指して、各事業所の教育研修を管理する。	各事業所長又はリーダー
	衛生委員会	月1回	事業所の労働安全衛生管理に関する基本的事項を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保する。 また、ストレスチェック実施に基づくメンタル管理及び職場巡視を通じて事業所の安全衛生上の管理を実施する。	産業医、衛生管理者、衛生委員

事業所別会議一覧

区 設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
特別養護老人ホーム 尚古園	運営会議	月 1 回 第 3 木曜日	施設で提供している各種のサービスの自己評価と改善を図る。	施設長・生活次長・相談員リーダー・看護リーダー・介護士長・介護リーダー・相談員・ケアマネ・管理栄養士・機能訓練指導員
	例月会議	月 1 回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、生活次長、事務リーダー、看護リーダー・介護士長・相談員リーダー・その他担当職員
	リーダー会議	月 1 回	介護現場におけるサービスの見直し改善を行ない、生活支援方針・重点目標に沿ったケアを推進する。	施設長、生活次長・介護士長・介護リーダー・サブリーダー
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	本人・家族・ケアマネ・管理栄養士・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・相談員・施設長
	介護ユニット会議	月 1 回	生活支援方針・重点目標に沿って、よりきめ細かい業務推進とサービスの提供を図る。	介護職員
	入所判定会議	随時	高順位となった入所申込み者の入所・ショート利用希望者について検討する。	施設長・生活次長・介護士長・看護リーダー・相談員、地域関係者
	入所受け入れサービス担当者会議	随時	入所決定者のスムーズな入所のための総合的な検討と、ケアプランの原案作成のための会議	看護リーダー・介護士長・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員・機能訓練指導員
	栄養カンファレンス	月 1 回	多職種で食事・栄養の課題を中心に多角的に相談をし、計画を立て、実行し、栄養改善を図ることを目的とする。	管理栄養士・看護職員・介護職員・ケアマネ・機能訓練指導員
	ショートステイ連絡会議	月 1 回	ショートステイ利用者に、より質の高いサービスを提供するための情報共有と徹底	相談員・介護職員
	広報係	年 4 ～ 5 回	入所者とその家族及び関係機関との連携を深める目的で、年 2 回の広報誌“尚古園だより”の作成・発行を行う。	事務職員・相談員・ケアマネ・介護職員
	防災委員会	年 4 ～ 5 回	職員の防災意識・災害対応能力の向上を図るため、防災訓練と教育を推進する。また、消防設備の保全を確実にする。	施設長・介護士長・看護リーダー・介護職員・相談員・事務職員
	食事検討委員会	月 1 回程度	利用者のニーズを正確に捉え、より良い食事の提供を目的とし、多職種で食事内容を協議する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介護職員・委託業者
	介護事故防止委員会	年 4 回	アクシデントレポート及びヒヤリ・ハットの分析と、原因の改善、事故防止を職員に周知する。	施設長・生活次長・嘱託医・介護士長・看護リーダー・介護職員・ケアマネ・機能訓練指導員・相談員・事務職員
	感染症対策委員会	随時	職員への感染防止対策の徹底と教育	施設長・生活次長・嘱託医・介護士長・看護リーダー・介護職員・管理栄養士・相談員・事務職員
	褥創防止対策委員会	年 2 ～ 3 回	褥創発生のリスクを評価し防止対策を実践。職員への褥創防止対策の徹底と教育。LIFE：褥瘡対策の計画表作成し、加算の取得を継続する。	看護職員・介護職員・管理栄養士・ケアマネ・機能訓練指導員
	虐待防止委員会	年 4 回	利用者の人権と人間性、尊厳を尊重し、虐待防止に努める。	施設長・介護士長・看護リーダー・ケアマネ・介護職員・相談員
	身体拘束廃止委員会	年 4 回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・副施設長・介護士長・看護リーダー・ケアマネ・介護職員・相談員
	口腔衛生管理委員会	随時	利用者の健康増進の一助として、口腔衛生の管理を推進していく。	介護士長・管理栄養士・介護職員・ケアマネ・看護職員
	医療行為検討委員会	随時	看護と介護の協働により、介護職員による医療行為の実施が安全に行えるための体制の整備と実践 喀痰吸引等の実地研修を行い、認定特定行為業務従事者認定書の取得を目指す。	施設長・嘱託医・介護士長・看護職員・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員
	生産性向上委員会	随時(加算算定後は1回/3月)	新たに設置が義務付けられた、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (令和 9 年度までの経過措置期間あり)	施設長・生活次長・介護士長・事務リーダー
尚古園 センター サービス	業務運営会議	月 1 回	利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために、サービス内容の見直しや業務運営上における改善計画等の策定を行う。	所長・リーダー・介護職員・看護職員
	例月会議	月 1 回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
	食事検討委員会	月 1 回程度	利用者の希望に沿った、より良い食の提供を目的とする。食事調査を定期的の実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・リーダー
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
	スタッフ会議	月 1 回	① 翌月のスケジュール調整 ② ケース検討 ③ 入所者の把握④研修報告	所長・リーダー・相談員・介護職員・看護職員

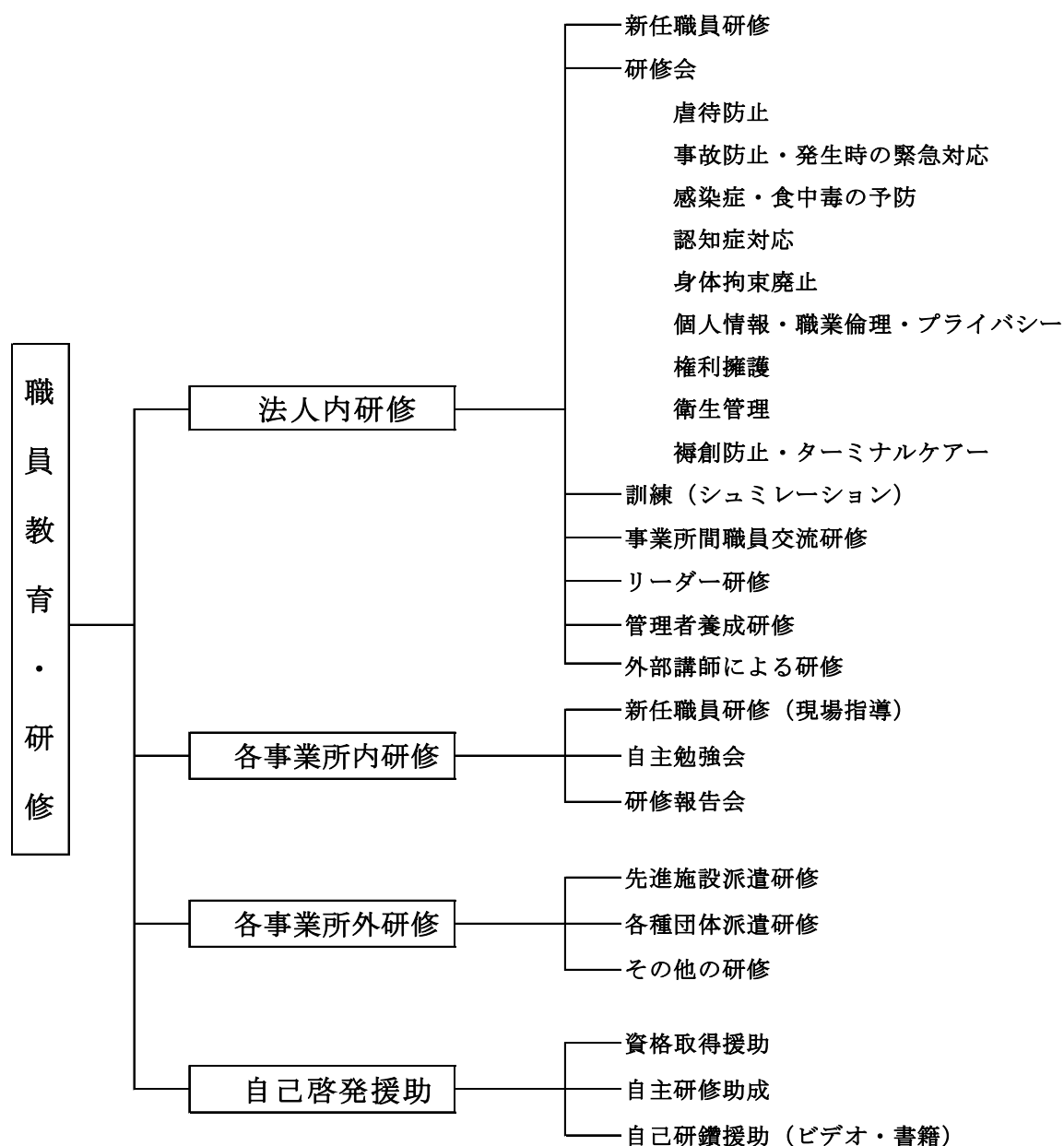
区分	施設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
デイサービスセンター	山径	スタッフ会議	月1回	① 次月のスケジュール調整 ② 日々提供している各種のサービスの自己評価と改善 ③ 職員の教育及び研修	所長・リーダー・ケアマネ・介護職員
		例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長・常勤理事・事務局長・所長・リーダー・その他担当職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	所長・リーダー・ケアマネ・介護職員・利用者ご本人・家族・担当主治医
		入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	所長・リーダー・ケアマネ
		身体拘束適正化会議	年4回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	所長・リーダー・ケアマネ・介護職員
		運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、市町村職員に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表・民生委員・地域包括支援センター・自治会長・有識者・施設関係職員
サテライト特養	尚古園	サテライト会議	月1回	円滑な業務推進と安全管理及び職員連携を円滑にするとともにチームワークの強化を図り生産性向上を目指す。①重要事項の企画・管理・検討・決定 ②スケジュールの確認 ③本体施設との連携の下、運営に関する諸事項の検討。	施設長・看護リーダー・ユニットリーダー・ケアマネ・相談員・管理栄養士
		例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、施設長・ユニットリーダー・その他担当職員
		ユニット会議（スタッフ会議）	月1回	利用者のサービスにかかわることすべて。利用者情報を共有、生活支援方針・重点目標に沿ってよりきめの細かい業務推進とサービスの提供を図る。	施設長・ユニットリーダー・ケアマネ・相談員・介護職員・看護職員・
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・看護職員・ケアマネ・介護職員・相談員・管理栄養士
		感染症対策委員会	年4回	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。職員への感染防止対策の徹底と教育を推進する。空気清浄機・加湿器の清掃の徹底。	施設長・看護リーダー・ユニットリーダー・管理栄養士・相談員・ケアマネ
		介護事故防止委員会	年4回	インシデントレポート及びヒヤリ・ハットレポートの分析と改善・事故防止を職員に周知する。事故発生時の対応を文書等で明確にする。事故防止の研修を推進する。	施設長・ユニットリーダー・看護リーダー・相談員・ケアマネ・介護職員
		身体拘束等廃止委員会	年4回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・ユニットリーダー・看護師長・ケアマネ・介護職員・相談員・管理栄養士
		虐待防止委員会	年4回	利用者の人権と人間性、尊厳を尊重し、虐待防止に努める。	施設長・ユニットリーダー・看護師長・ケアマネ・介護職員・相談員・管理栄養士
		栄養カンファレンス	月1回	利用者の身体・接触・栄養状況を把握し、多職種で食事内容の検討・栄養計画を協議する。	管理栄養士・看護職員・介護職員・ケアマネ 相談員
		サテライト食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より良い食の提供を目的とする。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介護職員・委託業者
		入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	施設長・ユニットリーダー・相談員・看護リーダー・ケアマネ
		運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、地域包括支援センター、自治会長、有識者、施設関係職員
サテライト尚古園	デイサービス	例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
		スタッフ会議	月1回	利用状況等の報告及び生活支援方針・重点目標に沿ったサービス提供内容の実施確認・協議・周知徹底を通じて、適切なサービス提供の実現を図る。ご利用者が安心できる居場所としての役割を果たせるよう、身体拘束廃止・虐待防止・感染症対策・事故防止等の検討を行う。	所長、相談員、介護職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
		運営推進会議	年2回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者・家族代表、民生委員、地域包括支援センター、自治会長、有識者、施設関係職員
		サテライト食事検討委員会	月1回	利用者の希望に沿った、より良い食の提供を目的とする。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・担当職員

職 員 教 育 ・ 研 修 の 指 針

社会福祉法人善隣会の経営理念及び運営基本方針に則り、ご利用者の尊厳を守り、ご利用者のQOL（生活の質）の向上を目指すことを目的に、職員教育・研修体系に基づき、職員教育・研修を実施していくことにより、介護の専門職としての技術と自覚を持った地域社会に貢献できる人材を育成するものとする。

- ☆ 社会人としての資質の向上を図る。
- ☆ 職業人としての姿勢・職務に対する責任を自覚する。
- ☆ 専門職としての知識・技術を高める。

（福）善隣会 令和7年度職員教育・研修体系



事業所別事業計画書

特別養護老人ホーム 尚古園
サテライト特養 尚古園
尚古園指定居宅介護支援事業所
グループホーム山径
尚古園デイサービスセンター
デイサービスセンター山径
サテライト尚古園デイサービスセンター
サテライト尚古園指定居宅介護支援事業所

特別養護老人ホーム尚古園

生活支援方針

令和 7 年度法人事業方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。また、施設サービス計画に基づき、一人ひとりに適した速やかで柔軟性のある援助を効果的に行うため、多職種間の連携を密にし、心身の健康保持と自立支援に努め、合わせて生活の活性化を図るものとする。

重点目標

- ☆ ご利用者・ご家族から信頼され満足して頂けるサービスを提供するため、以下の項目について重点的に取り組んでいく。
- * 目標管理制度を活用し人材育成、介護の質向上、人材の定着に努める。
- * 身体拘束廃止委員会、虐待防止委員会、事故防止委員会、感染対策委員会が連携し、ご入所者の権利擁護に対する意識を高める。
- * 継続的な介護サービス提供のための業務継続計画（BCP）の策定と感染症対策を徹底する。
- * 生産性向上委員会の設置、運営により、ICT の活用や業務の改善、効率化を目指す。
- * 口腔衛生管理の推進（訪問歯科との連携）
- * 多職種連携による、入院者数減少に努める。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないようにご利用者、ご家族、多職種で話し合い策定した施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。（施設内だけの援助に止まらず、ご家族と連携した活動の提供）
 - ・ 残存機能を引き出し、ご利用者それぞれの自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努め、機能維持、体調悪化を予防できる様に、多職種と連携を図る。（タイムリーなカンファレンス等を開催する）
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことなく意思決定に対して関係者の連携で、側面からの援助に努める。（身体面、生活面だけでなく、ご本人の望む精神的な目標設定を支援する）
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談にのり、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め誠意を持って対応する。
- (3) 食事・栄養管理
 - ・ 食事は生活援助の一部であることを念頭に、科学的根拠に基づいた食事・栄養管理と、ご本人、ご家族の意向を多職種で共有。「ご利用者主体の個別の栄養管理」を実践し、ご利用者の QOL の維持・向上を図る。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が高齢である事を配慮し、安全に快適な環境で生活できるようにする。
 - ・ 風邪やインフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症のクラスター予防、食中毒の発生、まん延防止に努める。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ 施設における「看取り」の定着・ターミナルケアの見直しを他職種と行い利用様や家族の最後の時間がより良いものにつながるよう援助していく
 - ・ 他職種との連携のもと、残存機能を活かした日常生活動作・個別機能訓練の提供に努め、日常生活の質を保てるように努める。また、LIFE からのフィードバックを活用して、効果的アプローチへとつなげていく。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとり

がそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。

(7) ご家族との連携

- ・ ご利用者をご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながらご家族との連携を深める。

(8) 地域交流

- ・ 関係機関や地域との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たしていく。

(9) 5S活動の推進と環境整備

- ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。
- ・ 設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	旬 間	週 間	日 課
4月	お 花 見	諏訪神社参拝 物故者供養 お墓参り 美容室 床屋 ひまわり会 お菓子レク	実習生 帝京福祉専門学 校	深澤先生診察 (水曜) サービス担当者 会議 甲府デンタル クリニック (週1回)	入浴 生活リハビリ レクリエーショ ン
5月	端 午 の 節 句 母 の 日				
6月	創 立 記 念 日 父 の 日				
7月	七 土 用 の 丑 の 日				
8月	夏 祭 り				
9月	十 五 夜 敬 老 の 日				
10月	十 三 夜 ハ ロ ウ ィ ン				
11月	豚 汁 会				
12月	ク リ ス マ ス 会 餅 つ き				
1月	新 年 祝 賀 会 七 草				
2月	節 分				
3月	ひ な 祭 り 慰 霊 祭				

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総合訓練		5 月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 夜間非常招集の実地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	11 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用 負傷者の救護訓練
指 導	防 災 教 育	4 月・10 月	防災の教育 役割分担など確認

サテライト特養尚古園

生活支援方針

令和 7 年度法人運営方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。地域密着型施設サービス計画に基づき、住み慣れた地域でこれまでの生活を継続できるよう可能な限り配慮し、ユニットケアの利点を最大限に活用し、「個別ケア」の促進と「生活の場」の形成をすすめる。

重点目標

☆地域密着型施設として、ユニットケアの推進と、それに基づく良質な個別ケアの提供。

- ・ 各入居者の「暮らし」を正しく把握し、その方に寄り添い、その方の暮らしを支える介護の実践。
- ・ ユニットケアの概念を各職員が正しく理解し、その考えに基づいた個別性を重視したケアの提供。
- ・ 多様な生活に対応できる介護を提供する為、職員のスキルアップができるよう研修を重ねる。
- ・ 業務継続計画（BCP）の継続的な見直し。
- ・ 生産性向上委員会を設置し、外部研修などを活用して業務改善への取り組みを実施していく。
- ・ 業務の効率化を図る為、介護テクノロジーの導入を進めていく。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないように施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を適切に生かし、自律した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことのないよう留意し援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対して相談に乗り、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は真摯に受け止め、誠意を持って対応する。
- (3) 食事
 - ・ ご利用者の QOL の維持のために、給食管理および栄養管理の質を保つ。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が安全に快適な環境で生活が出来、施設内感染対策を徹底し新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ 疾患による症状や早期異常を的確に判断し入院加療につながらないよう他職種や家族との連携に努める。
 - ・ 心身ともにリフレッシュできる機能訓練を取り入れ身体の機能保持に努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切に、ご利用者一人ひとりが参加意識の持てる活動を工夫する。また、利用者個々の希望に沿った行事を取り入れていく。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者のご家族のつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながらご家族との連携を深める。
 - ・ ご家族とのコミュニケーションを高めるため、定期的に施設広報誌の配布や利用アンケート等を実施し、ご利用者のご家族と施設が一体となって活動できる体制を構築する。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関・自治会との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての施設の役割を果たしていく。
- (9) 環境整備
 - ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

- ・ 5 S活動を行うことで、よりご利用者の生活が快適且つ安全に、また職員の業務が円滑となる様に取り組む。

年 間 行 事 予 定

	年	間	月	間	週	間	随	時	
4月	花見会 サテライト開所記念		お誕生日会		嘱託医回診 (水曜日)				
5月	端午の節句 母の日		お好みメニュー		歯科往診 (木曜日)		防災訓練		
6月	父の日 環境整備		理髪の日		余暇の日		サービス担当者会議		
7月	七夕 土用の丑の日		甲府市介護相談員		清掃の日 (日曜日)		外出・散歩		
8月	夏祭り							地域行事への参加	
9月	敬老会 十五夜							買い物	
10月	十三夜 紅葉狩り ハロウィンイベント		胸部レントゲン						
11月	環境整備		血液検査						
12月	クリスマス会 餅つき						生活リハビリ		
1月	新年祝賀会 七草						レクリエーション		
2月	節分	分					体操		
3月	ひな祭り								

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総合訓練 (利用者参加)		9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報訓練 招集訓練	随時	◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 ◎夜間非常招集の実地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	5月	◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用法 ◎負傷者の救護訓練 ◎BCP 訓練
指導	防災教育 (利用者参加)	9月	◎防災の教育 ◎BCP 研修 ◎役割分担など確認

尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

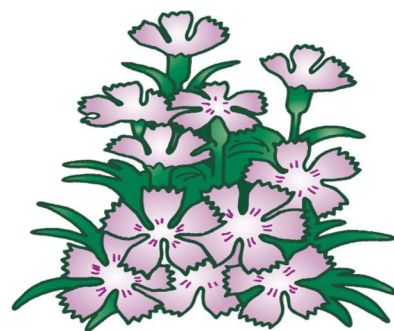
「甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年4月1日施行）」を遵守し、ご利用者やご家族からの介護に関する要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い介護生活が実現されるように支援していく。

重点目標

- ①甲府市の定める基準に則り、適正なマネジメントを実施していく。
- ②運営基準上必要な体制の整備、マニュアルや計画書等の書類の整備、関連する研修会等へ参加しながら、適正な事業所運営を目指す。
- ③社会福祉法人の運営する事業所として行政や地域の関連機関、また、法人内事業所等と連携し協力しあっていく。
- ④ご利用者やご家族の介護上のニーズ（必要性や要望）に幅広く応えられるよう、介護保険制度のほか支援に必要な各種制度の知識・理解を深め、実践力を高めていく。

実施内容

1. 介護等の相談の受付・連絡・調整
2. 介護保険等の書類の代行申請
3. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子の確認
4. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
5. 居宅サービス計画の作成
6. 給付管理の実施
7. 介護、医療、福祉サービスの利用状況の確認
8. 福祉・医療機関等との連携
9. 委託された介護保険認定調査の実施
10. 地域貢献に関わる事項



グループホーム山徑

生活支援方針

要介護者であって認知症の状態にあるご利用者に対し、家庭的な環境のもとで、人権・人間性の尊重を基本とした生活支援を実践することで、ご利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう努める。

- * お互いに仲良く助け合うホーム
話し合いの場を持ち、互いに理解を求め合える場づくり。
- * 各自が役割を持ち、笑顔があふれるホーム
個々の特徴を理解し、生かしていく。
- * 和やかな会話が絶えないホーム
皆で出来ることを多く提供していけるようにする。
- * 地域と関りながら暮らすホーム
地域の方達と交流を持ちながら生活を行っていく。

重点目標

- * 利用者様を大切にし、笑顔で楽しく過ごせるホーム作りを行う。
- * 通所の方々とも交流することにより、日々の生活が豊かになるような関係を作る。
- * 感染症対策の徹底を図り、健康で安全に過ごせる環境を提供する。
- * 地域の一員であることを意識し、交流の機会を利用していく。
- * 人材の育成・確保を目的とした職場環境の改善を行う。
- * 介護テクノロジーの導入を図る。

実施内容

令和7年度法人運営方針・生活支援方針を踏まえて、併設する特別養護老人ホーム及び協力医療期間との連携支援体制を強化するとともに、各種関係機関との連携に努め、次の事業を実施する。

1. ご利用者の心身の状況に応じた介護。
2. 食事その他の家事等の提供。（ご利用者と共同で行うよう努める）
3. ご利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援。
4. ご利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続き等。
5. その他ご利用者に対する便宜の提供。
6. 共有空間デイサービス利用時の送迎。
7. 個別に応じた日常生活の介護計画の作成。
8. 地域の方々との連携を通じ、地域福祉に貢献する。

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	随 時
4 月	花見会	誕生日会	ケース会議
5 月	外出レク	各種レク・行事	精神科往診 (連絡時)
6 月	外出レク	体重測定	歯科往診
7 月	七夕	防災訓練	各地域祭り行事
8 月	夏祭り	スタッフ会議	お楽しみランチ (年3～4回)
9 月	敬老祝賀会	内科往診	
10月	運動会	なでしこ会	
11月	開所記念日・紅葉狩り	甲府市介護相談員	
12月	忘年会・餅つき	床屋	
1 月	新年祝賀会・初詣		
2 月	節 分		
3 月	ひな祭り		

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総 合 訓 練 (利用 者 参 加)		5 月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随 時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随 時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練、夜間非常招集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	7 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用法、負傷者の救護訓練
指 導	防 災 教 育	7 月・3 月	防災の教育 役割分担など確認

尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援状態又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本として、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、適切な通所介護サービスの提供を目指す。また、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご利用者の社会的孤立感の解消、ご家族の介護負担の軽減に寄与できる事業所を目指すことを方針とする。

- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。
- * ふれあいを通して、明日への活力・生きがいを持てるよう応援します。
- * 一人ひとりに合ったかかわりを重視します。

重点目標

- * 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施も含め、稼働率目標が達成できるよう、経営基盤強化に寄与する事業運営を目指す。
- * デイサービスの活動状況や PR を SNS 等で発信したり、積極的な地域交流により、利用者の安定的な確保に努めるとともに、職業魅力度の向上を図り入職促進に取り組む。
- * 勉強会や研修等の企画・参加を通じ、職員の介護技術や資質、及び接遇力の向上を図り、質の高いサービスを提供することにより、ご利用者・ご家族・地域 から信頼されるデイサービスを目指す。
- * ご利用者の状況を把握し、在宅生活に必要な日常生活動作の維持・向上への取り組みを通して、ご利用者一人ひとりに寄り添う介護を行う。また、四季折々の行事の提供や環境整備を実施し、ご利用者が心身ともに楽しく安全に安心して過ごせる、明るく居心地の良い和やかなデイサービス経営を目指していく。
- * 継続的な介護サービス提供のため、実効性のある業務継続計画（BCP）の推進と感染症対策の徹底を行う。
- * ICT（ケアカルテ）を活用した科学的介護の実践や、5 S 活動による職場環境の整備により、生産性向上に取り組む。

実施内容

令和 7 年度法人事業方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする。

1. 入浴サービス（一般浴・リフト浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 日常動作訓練
5. 健康状態の確認
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護
10. 継続的な感染対策の実施

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間
4 月	お茶会	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・体重測定 ・おやつ作り ・みそ汁作り ・各種レク・桃の節句・端午の節句 ・地域交流・地域行事参加 ・職場体験、実習生受入れ 【防災】 ・防災訓練(防災計画に応じて) ・防災教育 【高齢者虐待防止】 ・高齢者虐待防止委員会 【生産性向上のための業務改善の取組】 ・生産性向上委員会（ICT 活用・5S 活動） 【会議・勉強会など】 ・業務運営会議 ・スタッフ会議 ・事業所研修会・外部研修会受講支援 ・研修報告会（随時） ・lonl ミーティングの定期開催
5 月	外出レク	
6 月	喫茶レク	
7 月	七 夕	
8 月	納涼行事	
9 月	敬老会	
10月	運動会	
11月	紅葉行事	
12月	クリスマス	
1 月	新年祝賀会 もちつき	
2 月	節 分	
3 月	花見会	

防災訓練年間計画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総合訓練		9 月	警戒宣言発令から、災害発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随 時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随 時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、災害発生時の施設内通報訓練 夜間非常召集の実地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	1 2 ・ 3 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練
指導	防災教育	9 月	防災の教育、役割分担など確認

デイサービスセンター山径

通所介護支援方針

認知症であるご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の心体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- * 入居されている方と会話を楽しみ活動出来る場を提供します。
- * ゆったりとお風呂に入れる時間を大切にします。
- * 安全・安心に過ごせるよう、きめ細かい関わりを持ちます。

重点目標

- * ご利用者が自身の出来る事を維持し、心身の機能が活性化出来るように支援する。
- * ご利用者の個々の状況を的確に把握し、柔軟に対応し、ご家族との情報交換を行い、在宅生活が継続出来るようなサポートをしていく。
- * 人材の育成・確保を目的とした職場環境の改善を行う。
- * 介護テクノロジーの導入を図る。

実施内容

令和7年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、より細やかな心配りサービスの提供に心がけ、次の事業を実施する。

1. 入浴サービス（一般浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎サービス
6. レクリエーション・余暇活動
7. 生活相談・援助
8. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4 月	花見会	誕生日会	防災訓練（年 2 回） 勉強会 研修報告会 献立検討会
5 月	野外レク	スタッフ会議	
6 月	野外レク		
7 月	七夕		
8 月	納涼会	ケース会議	
9 月	敬老会	行事食	
10 月	運動会		
11 月	開所記念日・野外レク	体重測定	
12 月	クリスマス会・餅つき	なでしこ会	
1 月	新年祝賀会		
2 月	節分		
3 月	ひな祭り		

サテライト尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

針

要支援又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、常にご利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。

- * 事業所の立地条件を活かし、地域との関わりを持てる取り組みを行うことで日常生活が有意義に過ごせるような支援を行ってまいります。
- * 少人数ならではのきめ細かいケアなど、一人ひとりに合った関わりをします。
- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

重点目標

- * 地域密着型施設の特性を活かし、季節ごとの地域の社会資源を積極的に取り入れて、社会交流の機会を多く提供する。
- * 多様な生活に対応できるよう、職員のスキルアップができる研修を重ねる。
- * 生産性向上委員会を設置し、5S活動による職場環境の整備や介護テクノロジーの導入等により業務の効率化を図る。
- * 継続的な介護サービス提供のため、実効性のある業務継続計画（BCP）の推進と感染症対策の徹底を行う。

実施内容

令和7年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする

1. 入浴サービス（一般浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 日常動作訓練
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年 間	随 時
4月	花見会、開所記念祭（お楽しみ食）	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・手作りおやつ作り ・各種レク・季節行事 ・地域交流 【会議・勉強会】 ・スタッフ会議（ケース検討会） ・事業所内勉強会（随時） ・研修報告会（随時）
5月	母の日	
6月	父の日	
7月	七夕	
8月	夏祭り	
9月	敬老会	
10月	ハロウィンイベント	
11月	寿司ランチ	
12月	クリスマス・もちつき	
1月	新年会	
2月	節 分	
3月	ひな祭り	

防災訓練年間計画

訓練種目	時 期	内 容
総合訓練（利用者参加）	9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報・招集訓練	随時 ◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	5月 ◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用方法 ◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育	9月 ◎防災の教育 ◎役割分担など確認

サテライト尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

「甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年４月１日施行）」を遵守し、ご利用者やご家族からの介護に関する要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い介護生活が実現されるように支援していく。

重点目標

- ①甲府市の定める基準に則り、適正なマネジメントを実施していく。
- ②運営基準上必要な体制の整備、マニュアルや計画書等の書類の整備、関連する研修会等へ参加しながら、適正な事業所運営を目指す。
- ③社会福祉法人の運営する事業所として行政や地域の関連機関、また、法人内事業所等と連携し協力しあっていく。
- ④ご利用者やご家族の介護上のニーズ（必要性や要望）に幅広く応えられるよう、介護保険制度のほか支援に必要な各種制度の知識・理解を深め、実践力を高めていく。

実施内容

2. 介護等の相談の受付・連絡・調整
3. 介護保険等の書類の代行申請
4. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子の確認
5. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
6. 居宅サービス計画の作成
7. 給付管理の実施
8. 介護、医療、福祉サービスの利用状況の確認
9. 福祉・医療機関等との連携
10. 地域貢献に関わる事項

